

商品概要説明書

金利上乘せ定期貯金「ゆとり350」

(平成25年3月30日現在適用中)

1. 商品名	金利上乘せ定期貯金「ゆとり350」
2. 取扱開始日	・平成23年4月1日
3. 販売対象	・JAぎふで該当年金をお受取りの個人のお客様 (旧福祉定期貯金の対象の方)
4. 対象商品	・自由金利型定期貯金(M型)スーパー定期貯金
5. 預入期間	・1年(非継続)
6. 預入金額	・1000円以上350万円まで ・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の1年もの店頭表示利率に年0.2%を上乗せします。 ・上乗せ金利を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
9. 付加できる特約事項	・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・JA所定の中途解約利率を適用させていただきます。
11. 貯金保険制度	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12 . 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク統括課(電話：058-265-7020)にお申し出ください。当JAでは規程の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、岐阜県農業協同組合中央会が設置・運営する岐阜県JAバンク相談所（電話：0120-200-787）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク統括課または岐阜県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岐阜県弁護士会（電話：058-265-0020） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>13 . その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の申込みは、限度額の範囲内でご利用いただきます。 ・ 本商品の取扱いは貯金受入資格のご確認をさせていただいた窓口のみとさせていただきます。